

## 補助対象経費（泉区地域運営補助金交付要綱 第4条）

費目	内 容
ア 食糧費	会議開催に伴う茶菓子代
イ 使用料	会場及び器材等の使用料・賃借料 使用料の額は、区内の公共施設を基準とする。
ウ 印刷製本費	会議資料、活動広報用のチラシ、ポスター、報告書等の印刷代 印刷は最少限の枚数とし、報告書等は華美な仕様としない。
エ 消耗品費	活動に伴う事務用品、物品購入費（3万円未満）
オ 通信費	活動に伴うハガキ・切手代 活動に伴う携帯電話の基本使用料・事務手数料(通話料、通信料は補助対象外)
カ 交通費	外部講師との打合せ、外部講師が当日要する交通費、活動当日にかかる活動従事者の交通費。

<注意事項> 次の経費は補助対象となりません。

- (1) 賃金、手当等この補助金の交付を受けた団体の構成員、その他の者に対し、労務提供の対価として支払われる経費
- (2) その他、区長が不適當又は不必要と認める経費  
祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費、懇親会費、寄付金、募金、積立金、予備費、次年度への繰越 等